

健康保険証のご提示方法および高額療養費制度に関するご案内

平素より当院をご利用いただき、誠にありがとうございます。2026年8月1日より、健康保険証の移行や医療費の制度に関して重要な変更がございます。患者様にはご留意いただきますようお願い申し上げます。

～患者様へ（ご来院時のお願い）～

当院では、来院時に以下のものをご持参いただきご確認をさせていただきます。ご協力くださいませ。

- ・ マイナ保険証（または資格確認証）
- ・ 介護保険証（※お持ちの方）
- ・ 公費受給者証（※お持ちの方）
- ・

① 従来の健康保険証の利用終了について

7月末日をもちまして、これまでの健康保険証（紙・プラスチック製）は原則としてご利用いただけなくなりました。今後のご受診の際は、受付窓口にて以下のいずれかを必ずご提示ください。

- ・ マイナ保険証 健康保険証としての利用登録が完了しているマイナナンバーカードです。受付に設置しているカードリーダーにかざしてご利用ください。
- ・ 資格確認証 マイナ保険証をお持ちでない方へ、ご加入の健康保険組合（協会けんぽ等）から交付される証明書です。受付窓口へご提示ください。

② 高額療養費制度の変更について（8月1日より）

8月1日より、高額療養費制度（窓口での支払いを自己負担上限額までに抑える制度）が変更となりました。窓口でのご利用手順が、お持ちの保険証の種類によって異なります。

- ・ 【マイナ保険証】をご利用の方 ＝ 事前の手続きは「不要」です 事前の申請は一切不要です。窓口のカードリーダーで「限度額情報の提供に同意する」を選択していただくだけで、自動的に新しい限度額が適用され、窓口でのお支払いが上限額までとなります。
- ・ 【資格確認証】をご利用の方 ＝ 事前の手続きが「必要」です 窓口での支払いを限度額までに抑えるためには、事前にご加入の健康保険組合（協会けんぽ等）へ「限度額適用認定証」の交付申請を行う必要があります。交付された認定証を窓口でご提示いただけない場合は、一旦窓口で所定の負担額をお支払いいただき、後日ご自身で払い戻し申請を行っていただくことになりますのでご注意ください。

※制度の詳細やご自身の自己負担上限額につきましては、ご加入の健康保険組合や市区町

村の窓口へ直接お問い合わせください。

円滑な診療と事務手続きのため、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。